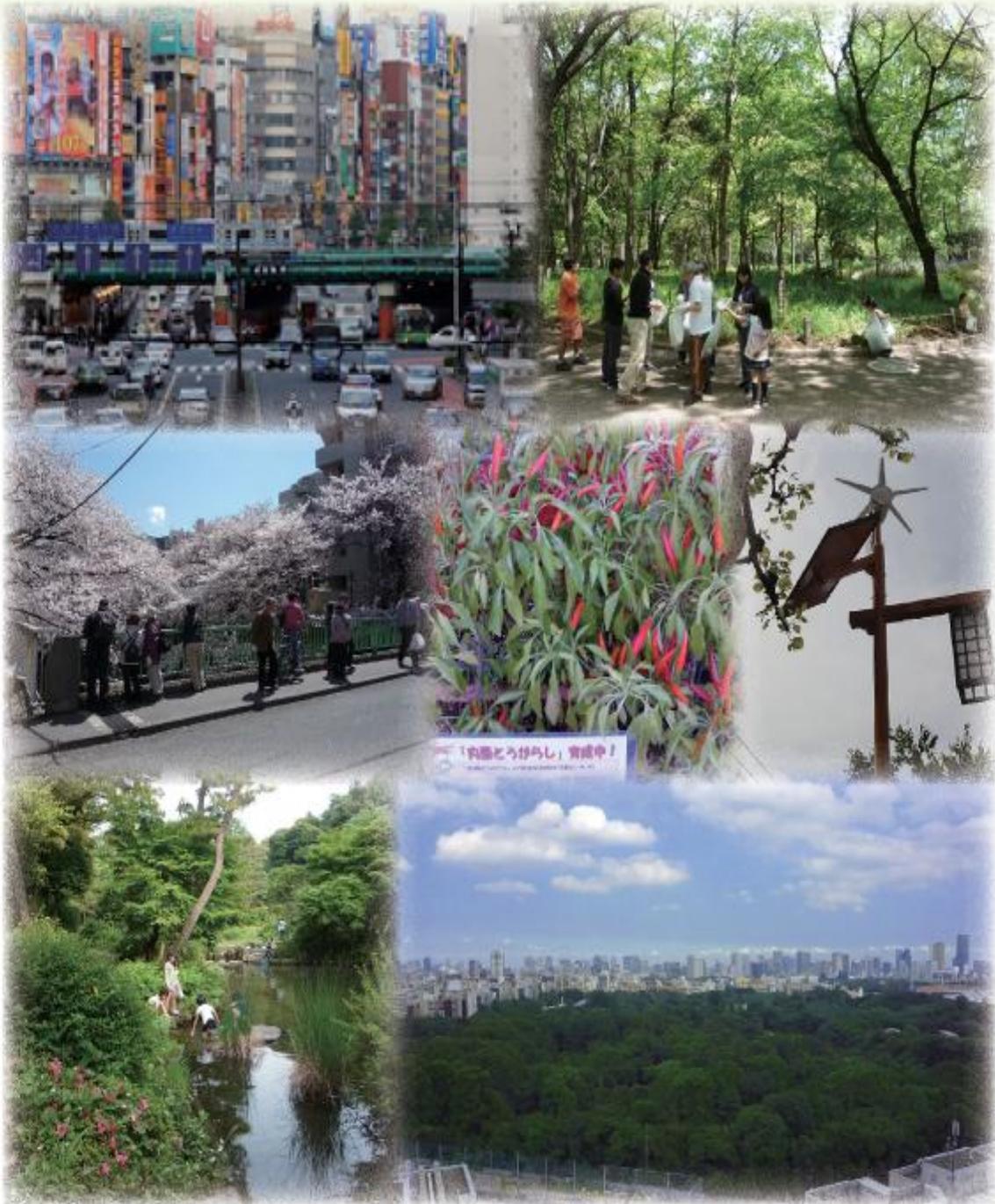




# 新宿区第二次環境基本計画

答 申

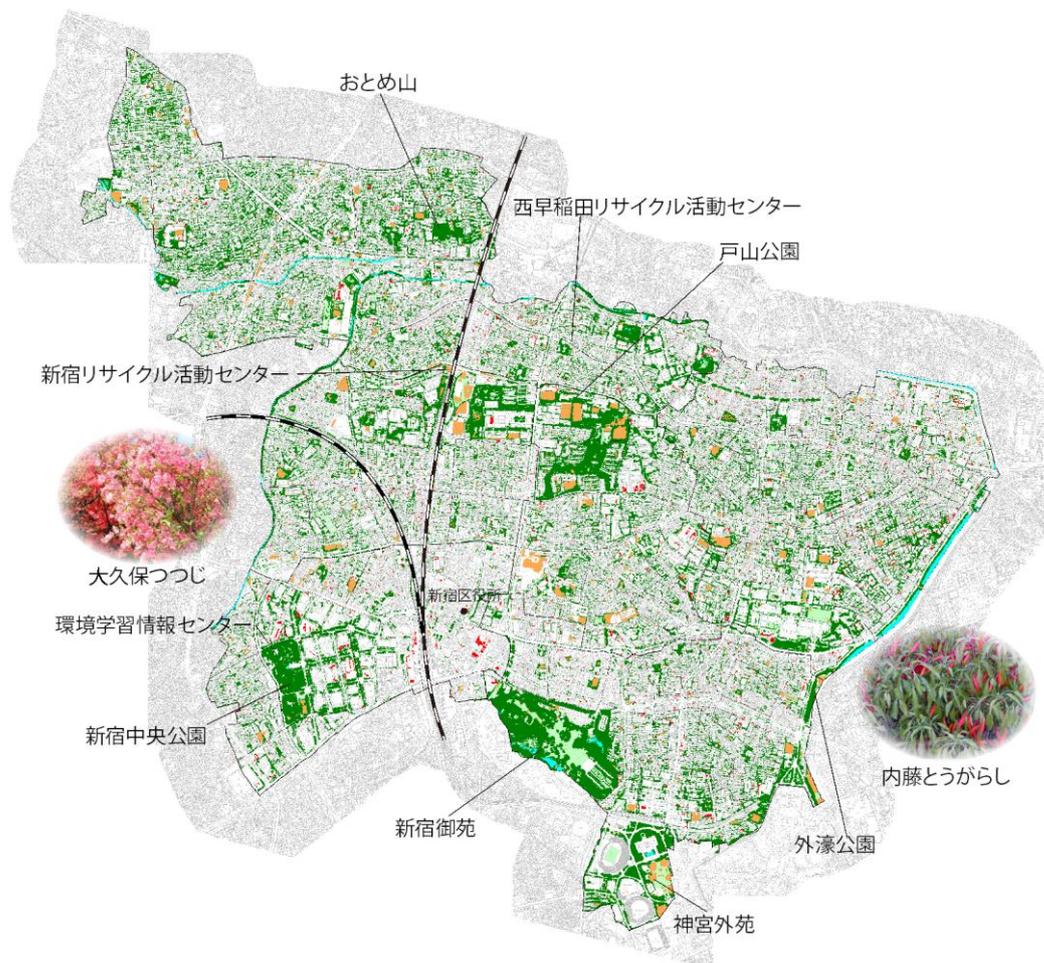


## 環境基本計画とは

近年の新宿区が抱える様々な環境問題は、私たちの生活や事業活動と密接に結びついています。この問題を解決するためには、一人ひとりができることに取り組むとともに、地域へ取り組みの輪を広げていくことが重要になっています。

また、昨今の経済情勢を踏まえると、環境保全・改善の動きが様々な経済的効果に繋がるよう、グリーン経済\*によって地域を発展させることも必要になっています。

『新宿区第二次環境基本計画』は、このような新宿区を取り巻く様々な環境の保全や改善に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に進めるための計画です。この計画は、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」の2つを横断的な観点として位置づけ、これを土台として、次の10年間（平成25（2013）年度～平成34（2022）年度）に進めるべき基本目標と具体的な施策、重点的な取り組みを示すことを目的としています。



\*グリーン経済とは、将来にわたり、持続可能な経済成長を実現するために、環境問題を経済の中心に据えて、環境を守りながら経済も発展していくことです。

## 計画の目指すもの

『新宿区基本構想』（平成 19（2007）年 12 月）では、「めざすまちの姿」を“『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち”としています。

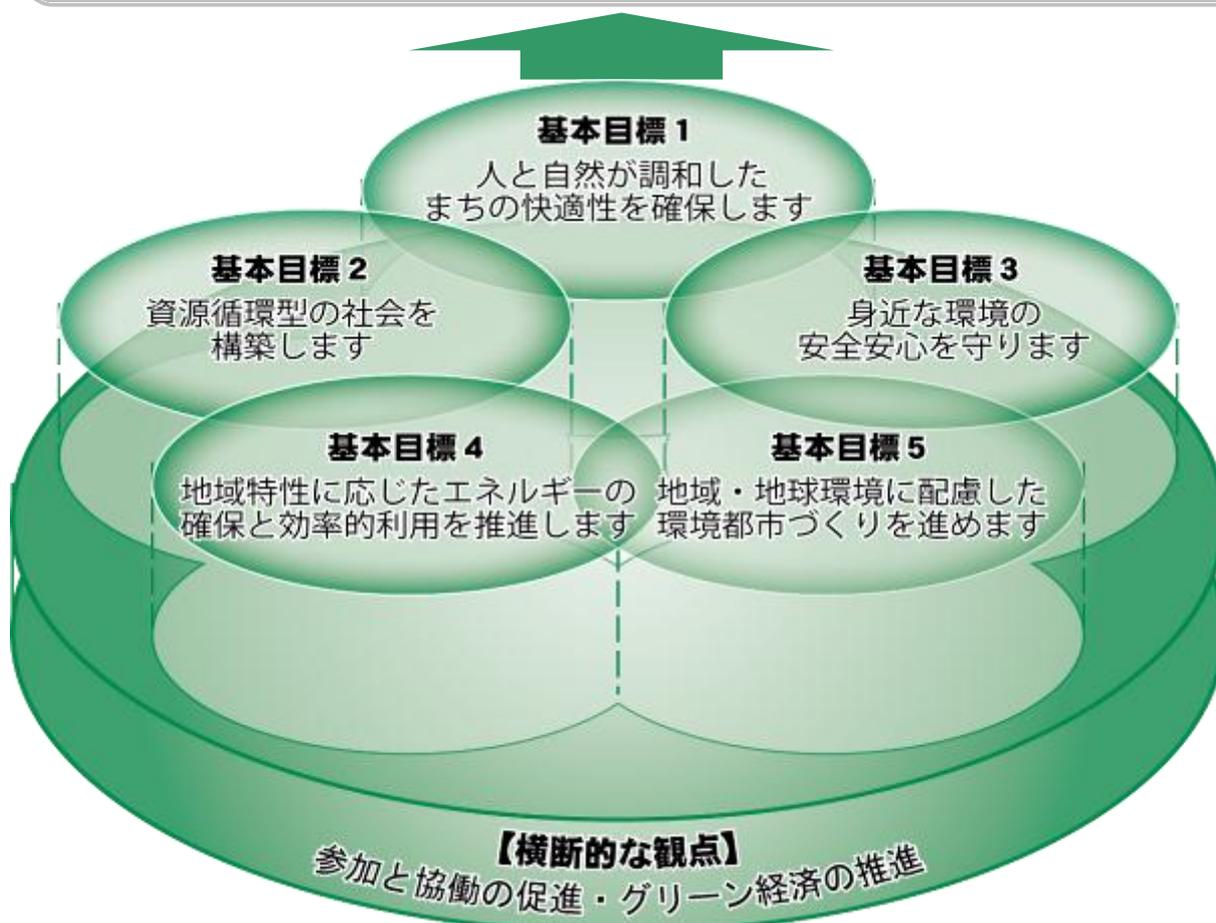
これからの新宿区は、この『新宿力』を軸にして「環境に配慮したまちづくり」を進めることで、「やすらぎ」と「にぎわい」に加え、社会・経済・環境が融合した持続可能な環境都市となることを目指します。

以上の考え方を区民、事業者、区が理解・共有し、環境面から新宿区の「めざすまちの姿」を一体となって実現するため、この計画における「目指すべき環境都市像」を次のように設定します。

この環境都市像を実現するため、この計画で2つの横断的な観点を土台とし、5つの基本目標の達成と3つの重点的な取り組みを推進します。

### 目指すべき環境都市像

地域資源を活かし、  
区民・事業者・区が一体となってつくる  
持続可能な環境都市・新宿

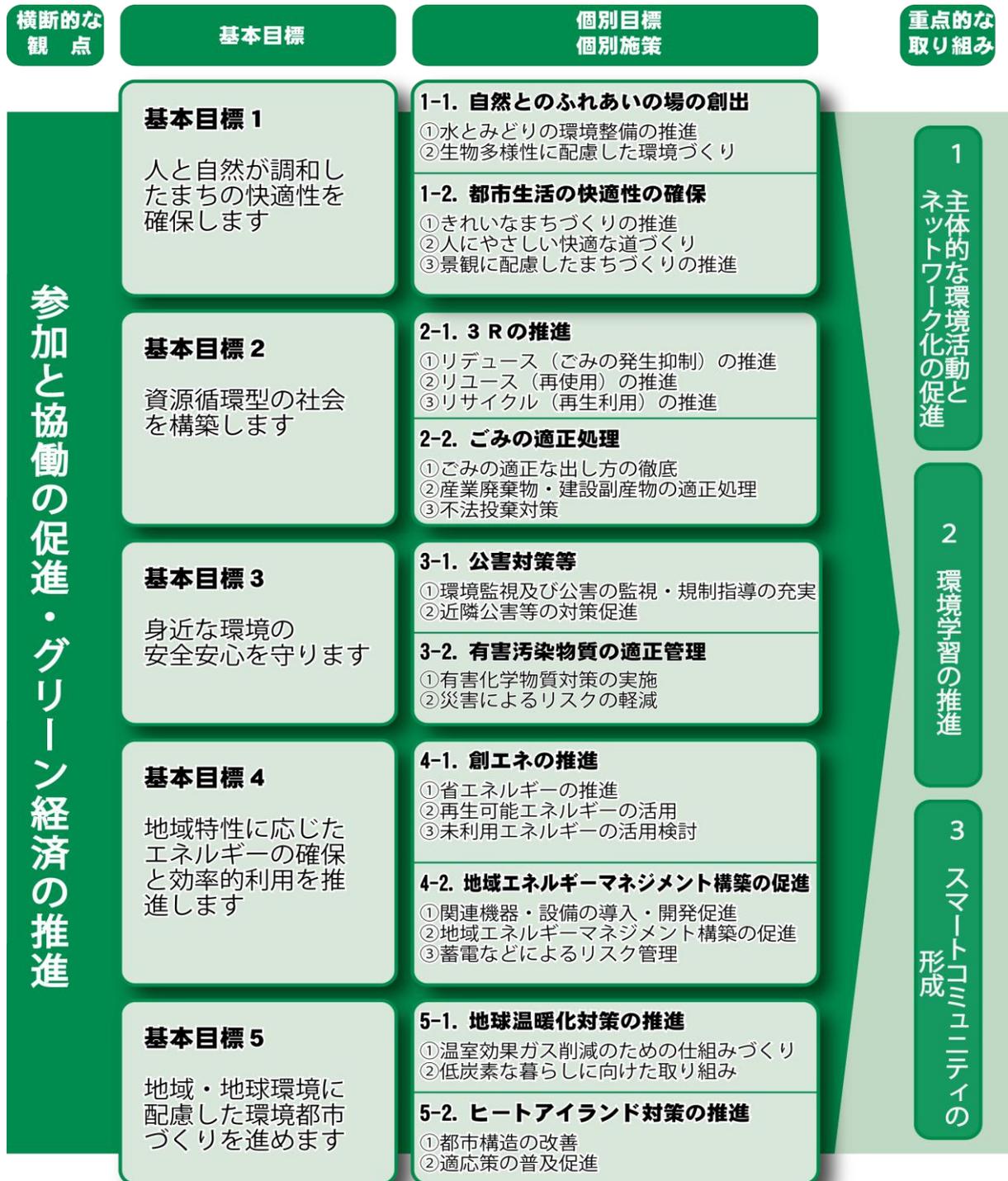


※『新宿力』とは、新宿の強みとして以下の2つを意味します。（「新宿区基本構想」より）

- ①自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力
- ②多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギー

# 計画の体系

目指すべき環境都市像の実現に向けて、横断的な観点を土台として5つの基本目標とそれに基づく個別目標、個別施策を設定します。さらに重点的な取り組みを位置づけて施策展開を図っていきます。



## 重点的な取り組み

「重点的な取り組み」とは、目指すべき環境都市像の実現に向けて、これまで新宿が蓄積し培ってきた地域のかと、新宿に集まる多種多様な人のもつエネルギーとが創りだす「新宿力」を活用し、今後、新宿区が重点的に取り組んでいく環境施策です。

### 1 主体的な環境活動とネットワーク化の促進

区内で行われている様々な環境活動について、インターネットを活用した情報発信や情報交換、学校など教育機関での展開、活動やイベントなどを通じた世代間交流など、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働により、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動を促進します。

#### ■身近な活動促進

- ・「新宿エコ隊」WEBサイトの充実
- ・学生版「新宿エコ隊」の活動推進
- ・エコ隊員同士の交流促進
- ・みどりのカーテンを通じた世代間交流
- ・みどりの保全の普及啓発活動

新宿エコ隊 登録人数	現在 (H23)	→	目標 (H27)
	2,239人		4,000人

※目標値は、「新宿区第二次実行計画（目標年：H27）」で設定している数値です。



新宿エコ隊の隊員証

#### ■自然の中での活動促進

- ・区内のみどり等を活用して自然や生き物とふれあう機会や保全活動への参加
- ・「新宿の森」（長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市）での環境保全体験など区外の活動などへの参加



おとめ山公園での自然観察活動



「新宿の森」での森林整備体験

#### ■地域の特色ある活動促進

- ・まち美化の推進、3R活動の推進
- ・「内藤とうがらし」「大久保つつじ」等の普及啓発・緑化利用

資源化率	現在 (H23)	→	目標 (H29)
	21.1%		35%

※目標値は、「新宿区総合計画（目標年：H29）」で設定している成果指標です。

※ここに掲げる重点的な取り組み以外に、CO<sub>2</sub>の削減については、別途「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、対策に取り組んでいます。

## 2 環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、子供からお年寄りまで全ての世代で環境学習に取り組みます。

### ■ 区民・事業者・区の協働による環境学習の推進

- ・ 出前講座の推進
- ・ エコリーダー養成講座修了生や協力団体、事業者及び区との連携・協働による環境学習の促進

出前講座 参加者数	現在 (H23) 6,165人	➔	目標 (H34) ➔
--------------	--------------------	---	---------------

※目標欄の矢印は、将来的に参加者数を増加させることを意味します。



出前講座



エコリーダー養成講座修了式

### ■ 学校における環境教育の推進

- ・ 環境白書や区ホームページなどによる環境情報の発信
- ・ 身近な自然や施設などを利用した小・中学校における環境教育の推進

環境学習発表会 参加者数	現在 (H23) 439人	➔	目標 (H27) 500人
-----------------	------------------	---	------------------

※目標値は、「新宿区第二次実行計画（目標年：H27）」で設定している数値です。



新宿子ども環境シンポジウム

### ■ 環境学習の拠点の充実

- ・ 環境学習の展開・実践や環境情報発信の拠点としての環境学習情報センター、リサイクル活動センター（新宿・西早稲田）の効果的な運営推進
- ・ 新宿リサイクル活動センターの建て替えによる機能充実（平成25（2013）年11月リニューアルオープン予定）



新宿リサイクル活動センター(完成予想図)



環境学習情報センター

### 3 スマートコミュニティの形成

区民・事業者が、エネルギー使用に関して見える化やネットワーク化を図ることにより、単なる消費者の立場からエネルギーマネジメントする立場へと進み、区はこれらを促進するための情報提供や環境を整備すること、また物流システムの効率化の検討などを行い、スマートコミュニティの形成を推進します。

#### ■ エネルギー使用状況の見える化とマネジメント

- ・一般家庭のスマートメーター※全戸設置、見える化
- ・テナント向け個別メーターの設置・見える化
- ・省エネ診断によるエネルギー対策の促進



省エネ診断

省エネ診断 実施件数	現在 (H23) 7件	➔	目標 (H25~27累計) 90件
---------------	----------------	---	----------------------

※目標値は、「新宿区第二次実行計画（目標年：H25～H27 累計）」で設定している数値です。

#### ■ エネルギー利用の高度化の促進

- ・スマートハウスなど各家庭や事業所、ビル毎の点的な対策
- ・地域冷暖房の高度化
- ・高効率コージェネレーションシステム※などの導入

※発電と発電に伴う廃熱を利用した総合熱の効率の向上を図るシステム



西新宿の地域冷暖房設備



スマートハウス※のイメージ

※環境及びITの技術によりエネルギー利用を最適化した家

#### ■ 物流システムの効率化の検討

#### ■ 創エネ※の推進

- ・創エネの参加促進・普及啓発
- ・太陽光発電など再生可能エネルギーを活用した創エネ
- ・事業者への「省エネ診断」等の省エネ支援や情報の提供などの普及啓発

省エネナビ等 貸出件数	現在 (H24) 55件	➔	目標 (H25~29累計) 500件
----------------	-----------------	---	-----------------------

※目標値は、「新宿区総合計画（目標年：H29）」で設定している成果指標です。



子ども総合センターの太陽光発電施設(20kW)

※スマートメーターとは、電力会社と消費者との間で電力消費情報を交換できるメーターのことです。

スマートメーターの設置は、電力事業者が行います。

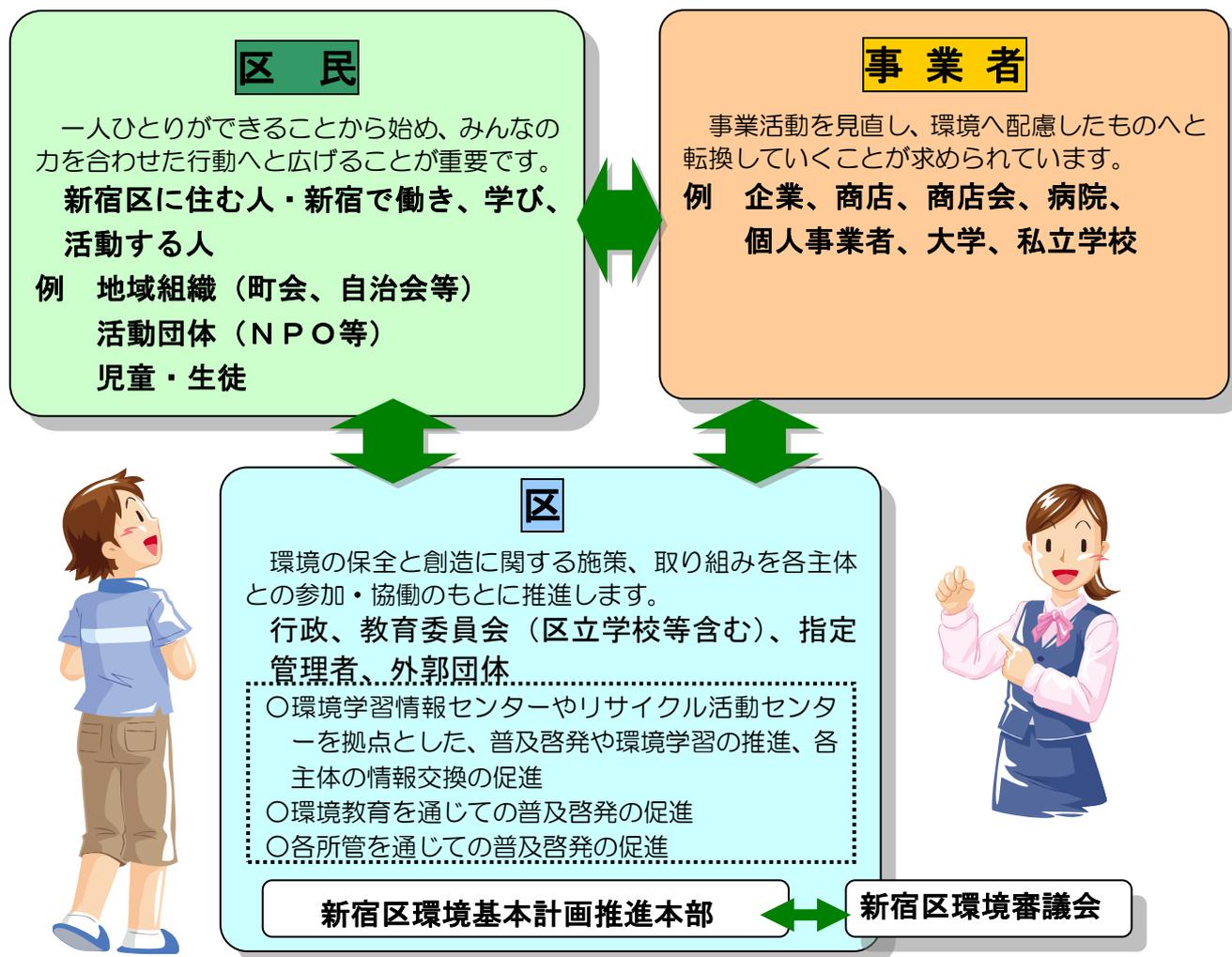
※創エネとは、太陽光発電といった再生可能エネルギーなどを活用して新たにエネルギーを創り出すことに加え、節電等の省エネ活動による使用量の削減により、活用できるエネルギーを創り出すことです。

## この計画を進めるために

### ■計画の推進体制と各主体の役割

区民・事業者・区の3者の連携・協働によりこの計画を着実に実行していくために、推進体制を次のとおり設定します。

区は、環境学習情報センター等を拠点として、3者が連携・協働して行う取り組みを支援するとともに、この計画を適切に進行管理します。



### ■計画の期間と計画の見直し

この計画の対象期間は平成25（2013）年度～平成34（2022）年度の10年間とします。なお、この計画は施策などの取り組みや環境指標の数値動向などにより、計画の達成状況を把握し、その評価をもとに適宜内容を見直していきませんが、社会経済状況の変化等を考慮して5年を目途に計画全体の見直しを行います。

### 【問い合わせ先】

新宿区 環境清掃部 環境対策課

TEL：03-5273-3763（ダイヤルイン）FAX：03-5273-4070

E-mail：kankyo@city.shinjuku.lg.jp